

授業料免除の家計基準について（計算方法）

授業料免除は、以下に示す計算方法により、家計評価額がゼロ円以下になれば、免除が許可されることがあります。この計算方法は現行のものであり、今後変更する場合があります。

$$\boxed{\text{家計評価額}} = \text{総所得金額} - \text{収入基準額}$$

$$\boxed{\text{総所得金額}} = \text{総収入金額} - \text{控除額} - \text{特別控除額}$$

- ・収入基準額は別表第2の収入基準額表を参照してください。

◎総所得金額の計算方法

1. 給与所得者の場合

俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給、賞与及びこれらの性質を有する給与等（扶助料、傷病手当金等を含む）の収入金額については、次の計算式によって得られた金額を控除します。

※源泉徴収票であれば「支払金額」を、所得（課税）証明書では「給与収入」を参照してください。

- ・収入金額が104万円以下のものは収入金額と同額
- ・収入金額が104万円を超え200万円までのもの・・・収入金額×0.2+83万円
- ・収入金額が200万円を超え653万円までのもの・・・収入金額×0.3+62万円
- ・収入金額が653万円を超えるもの・・・258万円

《計算例》

給与収入が104万円の場合

$$104万 - 104万 = 0$$

給与収入が150万円の場合

$$150万 - (150万 \times 0.2 + 83万) = 37万円$$

給与収入が250万円の場合

$$250万 - (250万 \times 0.3 + 62万) = 113万円$$

給与収入が750万円の場合

$$750万 - 258万 = 492万円$$

(注意)

- ① 給与所得者が2人以上いる場合、この計算は各人別に行う。
- ② 同一人で2以上の収入源があつて、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算したあと、総所得金額を算定する。

2. 給与所得者以外の場合

確定申告書の所得金額（ただし、給与所得に関しては上記計算方法にて計算）を使用します。

なお、出願者本人も奨学金についても、前期分においては前年度末日までに確定している当該年度分、後期分においては前期末日までに確定している当該年度分を所得として計算しますので注意してください（ただし給与奨学金のみ。高等学校時受給の奨学金は除く）。

(注意) 給与所得以外の所得が△（赤字）の場合は「0」とみなし、所得金額の合計を算出します。

（黒字・プラス所得と赤字・マイナス所得の相殺はできません。）

※申請時の前年1月1日以降に就職、転職、開業等をした者に関しては、年収を推算する必要があります。

その他不明な点がございましたら、担当係までご相談ください。

別表第1 特別控除額表

〈世帯を対象とする控除〉

区分	特別の事情	特別控除額			
A 世帯を対象とする控除	①母子・父子世帯であること	490千円			
	②就学者のいる世帯であること (児童・生徒・学生1人につき)	小学校	80千円		
		中学校及び中等教育学校の前期課程	160千円		
			自宅通学	自宅外通学	
		高等学校及び中等教育学校の後期課程	国公立	280千円	470千円
			私立	410千円	600千円
		高等専門学校	国公立	360千円	550千円
			私立	600千円	800千円
		大学	国公立	590千円	1020千円
			私立	1010千円	1440千円
		専修学校 (高等課程)	国公立	170千円	270千円
	私立		370千円	460千円	
	専修学校 (専門課程)	国公立	220千円	620千円	
私立		720千円	1120千円		
③障害者のいる世帯であること	障害者1人につき	860千円			
④長期療養者のいる世帯であること	療養のため経済的に特別な支出をしている金額				
⑤主たる家計支持者が別居している世帯であること	別居のため特別な支出をしている金額。ただし、710千円を限度とすること。				
⑥火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯であること	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額				
⑦父母以外の者で所得を得ている者のいる世帯であること	父母以外の者の所得者1人につき380千円。 なお、その所得が380千円未満の場合はその所得額。 ただし、本人及び配偶者の所得については控除できない。				
B 本人を対象とする控除	自宅通学者	280,000円			
	自宅外通学者(学生寮)	490,000円			
	自宅外通学者(学生寮以外)	720,000円			
	※学生寮とは、一橋大学が設置する学生のための寄宿舎をいう。				

(注意) A欄の控除については、該当する特別の事情が2以上ある場合にはそれらの特別控除額をあわせて控除することができます。

※① 母子・父子世帯の認定方法は、日本学生支援機構の規定に準じます。

※② 「就学者のいる世帯であること」による控除で国立学校に通っている者がいる場合、当該就学者が授業料免除を受けている場合は控除額が変わりますので、担当係までお問い合わせください。

※④ 長期療養は実費控除できますが、移動等に使用したタクシー料金等は控除できません。

※⑦ 父母以外の者で収入を得ている者がいる場合は最高380,000円の控除(給与の場合は家計計算方法に基づき所得計算をする必要があります)を受けられますが、380,000円に満たない場合は控除額は実費になります。

別表第2 収入基準額表

・全額免除評価基準額

(大学学部)

区 分		
世帯 人 員	1人	880,000円
	2人	1,400,000円
	3人	1,620,000円
	4人	1,750,000円
	5人	1,890,000円
	6人	1,990,000円
	7人	2,070,000円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに80,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

(大学院修士課程)

区 分		
世帯 人 員	1人	960,000円
	2人	1,520,000円
	3人	1,770,000円
	4人	1,920,000円
	5人	2,080,000円
	6人	2,170,000円
	7人	2,260,000円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに90,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

なお、「修士課程」には、博士課程のうち、修士課程として取り扱われる課程及び専門職学位課程を含む。

(大学院博士課程)

区 分		
世帯 人 員	1人	1,320,000円
	2人	2,120,000円
	3人	2,450,000円
	4人	2,660,000円
	5人	2,880,000円
	6人	3,020,000円
	7人	3,150,000円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに130,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

※独立生計者は、その独立生計者と生計を同一にする人数が世帯人員となります。